

○東京藝術大学保存修復検討会議に関する内規

〔平成10年7月16日〕
制 定

改正 平成20年12月16日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学大学美術館運営細則第14条第2項の規定に基づき、保存修復貸出検討会議（以下「修復会議」という。）の組織と運営について定めるものとする。

(所掌)

第2条 修復会議は、芸術資料（以下「資料」という。）の保存修復に関する次の事項を所掌する。

- (1) 保存修復研究室が作成した修復計画に基づき、修復すべき資料の選定を行うこと。
- (2) 資料の修復方針及び修復方法等について具体化すること。
- (3) 修復（業）者の審査・選定に関すること。
- (4) 修復途中における資料の点検・調査に関すること。
- (5) 修復完了した資料の審査及び確認に関すること。

(組織)

第3条 修復会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学美術館長（以下「館長」という。）
- (2) 大学美術館専任及び兼担の教授、准教授、講師、助教及び助手
(議長)

第4条 館長は、修復会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、議長の指名した者がその職務を行う。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を修復会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、修復に関し必要な事項は、修復会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成10年7月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年12月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。